

会計監査及び内部統制監査と金融検査との連携に関するガイドライン

平成 23 年 5 月 17 日

改正 平成 24 年 7 月 4 日

日本公認会計士協会

1. はじめに

平成 10 年 4 月 1 日に導入された早期是正措置制度の中で、自己資本比率は銀行等金融機関（銀行のほか、信用金庫などの協同組織金融機関を含む。以下同じ。）において健全性を判断するための金融検査・監督上の重要な指標として取り扱われることとなった。この自己資本比率は、適正な財務諸表の作成を前提として算定されることから、適正な財務諸表を担保するための会計監査の重要性も大きく増し、会計監査は早期是正措置制度の枠組みの中で、より重要な役割を担うようになった。その後、当該制度は銀行等金融機関の監督規制のフレームワークとして重要な役割を果たすと同時に、会計監査も、銀行等金融機関の財務諸表の適正性を担保する上で不可欠の仕組みとして機能している。

早期是正措置制度導入後、日本公認会計士協会は、業種別監査委員会報告第 18 号「会計監査と金融検査との連携に関するガイドライン」（平成 12 年 7 月 27 日）を公表し、銀行等金融機関の監査において、特に信用リスクを中心として会計監査と金融検査が相互に意見を交換して連携を図ることを促進することとした。業種別監査委員会報告第 18 号公表後は、監査人と金融検査官との間で、各銀行等金融機関の検査の進捗に併せて検査の場での意見交換が適宜行われるようになり、公表当初の目的は達成されているものと考えられる。

しかし、公表後 10 年が経過し、経済環境が大きく変化する中で、監査制度及び金融行政の方針も段階的に変化してきた。監査制度における最も大きな変化は、金融商品取引法により平成 20 年 4 月 1 日以後開始事業年度から上場会社を対象として導入された内部統制報告制度の開始である。監査人は、それまで会計監査の一環として内部統制を評価していたものが、それに留まらず、経営者によって行われた財務報告に関する内部統制の評価を検証し監査意見を表明する、いわゆる内部統制監査の責任が課されることとなった。一方、金融行政においては、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けての取組みや検査官と金融機関との双方向の議論を促し、また、評定結果を

選択的な行政対応に結びつけ検査の効率化等を図るとともに、金融行政の透明性等を向上させることを目的として、平成 18 検査事務年度から「預金等受入金融機関に係る検査評定制度」を導入した。さらに、その後、「ベター・レギュレーション」を重要な課題として位置付け、銀行等金融機関等との対話の充実等を進める方向に変化してきた。平成 22 検査事務年度検査基本方針では「監査人との連携強化」を掲げ、「内部統制報告制度の導入等、金融機関の内部監査体制の有効性をサポートする機能としての外部監査の重要性がより一層高まっていることに鑑み、金融機関の会計監査や内部統制監査を行う監査人との連携をさらに強化する」ことを取組みの一つとして挙げた。

会計監査及び内部統制監査と金融検査とでは必ずしも目的が一致するわけではないが、内部統制やリスク管理体制の向上はお互いの目的達成に関連することから、監査人としては、必要に応じ、銀行等金融機関の了承の下、金融検査当局との間で、双方向に情報交換・提供を行うことが適切である。

このような状況に鑑み、最新の監査環境と実務に合わせるとともに、新しい監査制度及び金融行政の下で会計監査及び内部統制監査と金融検査との連携について、より一層の強化を図るため、業種別監査委員会報告第 18 号を廃止し、会計監査及び内部統制監査と金融検査との連携のための新たなガイドラインとして本指針を公表することとした。

平成 24 年改正の本指針は、日本公認会計士協会から、平成 23 年 12 月 22 日付けで新起草方針に基づく監査基準委員会報告書が公表されたことを受けたものである。

2. 監査のアプローチ

会計監査において、監査人は、リスク対応手続を立案し実施する基礎を得るために、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解を通じて、不正か誤謬かを問わず、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクと、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価しなければならない（監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」第 2 項参照）。

監査人が企業及び企業環境を理解するためには、「企業に関連する産業、規制等の外部要因」を理解しなければならないとされている（同報告書第 10 項（1））。また、規制に関連する外部要因には、規制環境、特に適用される財務報告の枠組みと法的及び政治的な環境を含んでいる（同報告書 A18 項）。したがって、銀行等金融機関の監査においては、早期是正措置制度の内容を十分に理解するとともに、当該制度の根幹である自己資本比率規制について理解を深め、財務諸表項目の数値が自己資本比率に及ぼす影響を把握することも重要である。

このため、監査計画の策定に当たっては、不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクが銀行等金融機関の自己資本比率に与える影響を十分考慮した上で、監査リスクを合理的に低い水準に抑えることに留意する必要がある。

これに加え、上場会社に対し、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から内部統制監査が実施されることとなった。企業会計審議会から公表されている「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（以下「内部統制実施基準」という。）Ⅲ 3 (1)によると、「監査人は、内部統制監査を効果的かつ効率的に実施するために、企業の置かれた環境や事業の特性等を踏まえて、経営者による内部統制の整備及び運用状況並びに評価の状況を十分に理解し、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。」とされており、内部統制監査においても、企業及び企業環境の十分な理解を基礎として、監査計画を策定することが求められている。

以上のように、銀行等金融機関においては、会計監査及び内部統制監査のいずれの場合においても、企業及び企業環境を理解することが必要とされているが、これには、金融検査当局における金融検査が経営に与える影響も含まれることに留意する必要がある。さらに内部統制監査においては、全社的な内部統制について理解するだけでなくその整備・運用状況を検討することも必要であるが、金融検査も参考にして、効果的かつ効率的な監査計画を策定する。

例えば、会計監査においては、貸倒引当金、有価証券の評価及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを要する勘定科目の固有リスクは、一般的に高いと想定され、これらの勘定科目の監査に当たっては、信用リスク管理態勢や資産査定管理態勢、市場リスク管理態勢等に係る金融検査が影響を与えることを十分に認識することが重要である。また内部統制監査においても、統制環境やリスクの評価と対応に関する評価項目などの経営者による評価を検討するに当たり、経営管理態勢や法令等遵守態勢等も含めた範囲での、金融検査が影響を及ぼす可能性について考慮に入れた上で監査計画を策定することが考えられる。

3. 金融検査における監査との連携

(1) 金融検査の基本的考え方

「金融検査に関する基本指針（金検第 369 号）」（平成 17 年 7 月 1 日、以下「基本指針」という。）では、金融検査の目的は「預金者等一般の利用者の保護、金融システムの安定及び国民経済の健全な発展のために、各金融機関の経営実態を検証する」こととされており、自己責任原則に基づく内部管理・外部監査の状況を踏まえたプロセス・チェックを中心とした事後監視型チェックを行うこととされている。

また、金融検査は補強性の原則及び効率性の原則に即して実施することとされており、具体的には、基本指針に以下の記載がなされている。

「検査等は、自己責任原則に基づく金融機関自身の内部管理及び会計監査人等による厳正な外部監査を前提としつつ、「市場による規律」などを補強するものである。

適切な内部管理ができていのかどうかの説明責任はあくまで金融機関自身にあり、検査部局は、これを検証する立場にある。」（補強性の原則）

「当局の限られた資源を有効に活用する観点から、検査等は、金融機関の監査機能の活用や検査・監督における関係部署と十分な連携を行いつつ、効率的に実施される必要がある。検査等の実施に当たっては、内部監査、監査役、会計監査人等の監査機能の有効性を的確に評価し、可能な限りその活用に努めなければならない。」
（効率性の原則）

したがって、金融検査においては、銀行等金融機関の内部管理体制の有効性を担保する機能としての外部監査を重視し、内部管理体制が有効に機能しているかどうか、また厳正な外部監査が行われているかどうかについても関心が払われると考えられる。

(2) 基本指針における連携の方法

基本指針では、「効率的で実効性のある実態把握の観点から、必要に応じ、外部監査結果等を活用」（Ⅱ 3-2（3））し、「検査の必要に応じ、会計監査人に意見交換の申入れをする」（同上）こととされている。また、金融検査当局側は、会計監査人から要請があった場合には、「被検査金融機関の監査機能等の充実に資する観点から、特段の事情のない限り意見交換に応じる」（同上）こととされている。

意見交換の実施に当たっては、以下の点に留意することとされている。

- イ. 被検査金融機関及び会計監査人の同意を得る。
- ロ. 意見交換の実施に先立ち、当該意見交換の場における会計監査人と被検査金融機関との間での守秘義務が解除されていることを確認する。
- ハ. 意見交換に当たっては、
 - ・ 立入初期の段階においては、被検査金融機関に対する外部監査の状況及び経営実態に関する会計監査人の認識等を確認し、
 - ・ 検証に進展が見られた段階においては、検査班が把握した問題点、その判断根拠等を会計監査人に伝え、これらの点に関する会計監査人の見解を直接確認し、両者で十分な意見交換を行う。
- ニ. 意見交換は、被検査金融機関の財務諸表監査と検査とが共通に対象とする事項について行う。

このように基本指針においては、効率性及び実効性の観点から、金融検査の実施過程において意見交換等により金融検査官と会計監査人との連携を図り、両者の認識を確認することを意図しているが、その後、リスク・アプローチに基づく監査が徹底さ

れたこと及び内部統制監査が導入されたことから、意見交換の対象とすべき事項の範囲はより広範囲になっていると考えられる。したがって、監査人は、意見交換に当たり、対象となる範囲について事前に確認しておくことが望ましい。

4. 監査における金融検査との連携

金融検査期間中に監査人と金融検査官が意見交換の機会を持つことは、金融検査の立場からは、効率的で実効性ある実態把握の観点から行われるものであるが、監査人の立場からも、金融検査が経営及び財務諸表に与える影響を把握するとともに、リスク・アプローチに基づく監査を効率的に実施するために重要な手続の一つである。特に、金融検査官が把握した事項や過去の検査上の指摘事項に関する改善状況は、監査人が企業及び企業環境を深く理解するためには重要な情報であり、意見交換を通じて把握されたこれらの内容が、その後の監査意見に与える影響を考慮した上で適切な対応をとる必要がある。

金融検査官は、監査人から意見交換の要請があった場合には、特段の事情がない限り応じることとされているが、監査人としても、金融検査官から意見交換の申入れがあった場合には、原則としてこれに応じ、金融検査官とのより効果的な連携を図るものとする。

監査人から意見交換を申し入れる場合には、監査上の必要性に応じ、金融検査の進捗に照らして適切と考えられる時点で、例えば、次のような項目について意見交換を申し入れることとする。

- ① 会計監査及び内部統制監査の状況と実施過程で発見された事項
- ② 金融検査の状況と実施過程で把握された事項

金融検査官との意見交換に当たっては、会計監査及び内部統制監査と金融検査との関係及び相違点に十分に留意した上で実施することが望まれる。

意見交換は、通常は銀行等金融機関の立会いの下で行われるが、実施に先立ち、当該意見交換の場における銀行等金融機関と監査人との間での守秘義務の解除が行われることに留意する。

また、監査人が意見交換において金融検査官と認識が一致した事項について、銀行等金融機関と協議する必要があると認めた場合には、適時かつ適切に協議を行うものとする。

なお、監査人は、金融検査官との意見交換で把握した事項については、例えば、監査上の対応等について金融検査当局に説明する等により、連携を図るものとする。

5. 保険業及び証券業等への対応

保険業、証券業等、銀行等金融機関以外の金融検査対象会社の会計監査及び内部統制監査においても、本指針の趣旨に鑑み、金融検査と十分な連携を図ることが適当である。

6. 適用

- (1) 本指針は、公表日から適用する。また、公表に伴い、業種別監査委員会報告第 18 号「会計監査と金融検査との連携に関するガイドライン」（平成 12 年 7 月 27 日）は廃止する。
- (2) 「業種別委員会実務指針第 46 号「会計監査及び内部統制監査と金融検査との連携に関するガイドライン」の改正について」（平成 24 年 7 月 4 日）は、平成 25 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る監査及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。

以 上